

## 第42号議案

### 「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の概要

#### 1 趣旨

就業促進および雇用継続を通じた職業の安定を図ることを目的に、雇用保険の失業等給付の拡充等を定めた「雇用保険法等の一部を改正する法律」が施行された。

これに伴い、雇用保険法における失業給付程度のものを保障する失業者の退職手当について定められている「職員の退職手当に関する条例」第13条について、改正を行う。

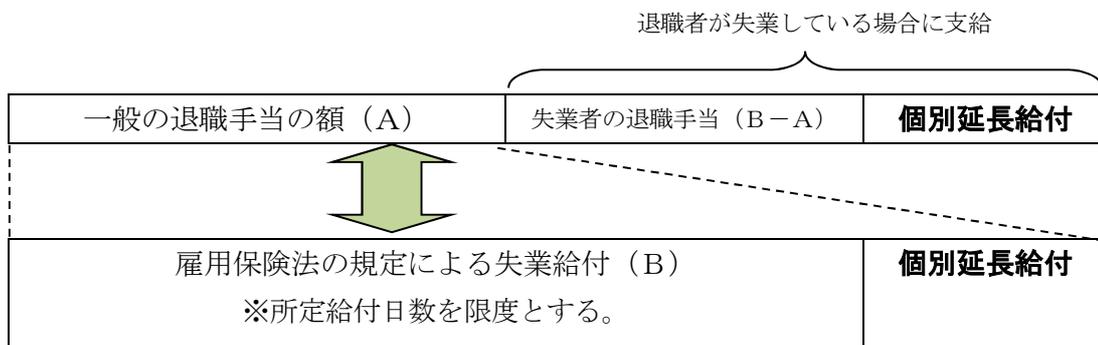
#### 2 改正内容

##### (1) 失業給付の拡大（第13条第7項）

雇用保険法の改正により、新たに創設された「個別延長給付」に係る基本手当に相当する退職手当を支給するため、規定の整備を行う。

##### <基本手当>

基本手当とは、失業者の退職手当のひとつで、退職手当の額が雇用保険法の規定による失業給付に満たない場合、その差額分を失業者の退職手当として、失業の認定を受けた日数分支給されるもの。(B-A)



##### <個別延長給付>

個別延長給付が新設され、以下の者については、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

- ① 災害により離職した者等の給付日数を60日延長する。(最大120日)
- ② 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する。暫定措置5年間。

(2) 移転費の支給対象者追加（第13条第8項）

雇用保険法の改正により、公共職業安定所の紹介した職業に就く等のため、その住所を変更する者に支給する「移転費」の支給対象者に、特定地方公共団体および職業紹介事業者の紹介した職業に就く場合も追加されたため、移転費の支給に関する規定を改正し、文言を整理する。

**3 施行期日等**

公布の日

※個別延長給付 公布の日から施行（平成29年4月1日から適用）

※移転費 平成30年1月1日から施行

**4 経過措置**

改正条例付則第3項

個別延長給付に係る基本手当に相当する退職手当の支給については、条例改正前の基本手当の支給を受け終わった日が、平成29年4月1日以後であるものについて適用する旨を定める。

改正条例付則第4項

特定地方公共団体および職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する移転費の支給については、当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する旨を定める。

新旧対照表

○職員の退職手当に関する条例

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (第1項から第6項まで省略)</p> <p>7 第1項または第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>8 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。(第1号から第4号まで省略)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (第1項から第6項まで省略)</p> <p>7 第1項または第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p>(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合</p> <p>8 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。(第1号から第4号まで省略)</p>

新	旧
<p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者</u> 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (第6号省略) (第9項から第14項まで省略)</p> <p>付 則 (第1条から第8条まで省略) (第13条第7項の規定の適用に関する特例)</p> <p>第9条 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定め</u> <u>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規</u> <u>る理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲</u> <u>定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指</u> <u>導る者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規</u> <u>定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規</u> <u>定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く</u> <u>4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> <u>とする。</u> 。)</p> <p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第8項第5号の改正規定および付則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。</p>	<p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、または区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(第6号省略) (第9項から第14項まで省略)</p>

新	旧
<p>2 <u>この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第13条第8項第5号の規定を除く。）および次項の規定は、平成29年4月1日から適用する。</u> <u>（経過措置）</u></p> <p>3 <u>新条例第13条第7項（第2号に係る部分に限り、新条例付則第9条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当または同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。</u></p> <p>4 <u>退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体または改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第8項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第13条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。</u></p>	